

よくあるご質問(Q&A集)

Q. 次の場合、給付金は支給されますか？

①支給対象者が死亡した場合

A. 対象者が死亡した日の属する月の翌月分以降の児童手当受給者もしくはこれに準ずるものとして適当と認められる者に支給します。

②支給対象者が離婚した場合もしくは調定中の場合

A. 令和2年4月分の児童手当支給対象者に支給されます。
(新高校1年生の児童分については令和2年3月分の児童手当支給対象者に支給されます。)

例.令和2年3月中に離婚、受給者変更の手続きをした場合
→3月分までは配偶者であった者、4月分からは新受給者(対象児童を養育している者)に児童手当が支給されるため、給付金も新受給者に支給されます。

例.令和2年4月以降に離婚、受給者変更の手続きをした場合
→令和2年4月分の手当は配偶者であった者に対し支給されるため、給付金もこの者に支給されます。

支給対象者→新受給者		A→B	
離婚月 (受給者変更手続きを行った月)		3月中	4月中
児童手当 支給対象者	3月分	A	A
	4月分	B	A
臨時特別給付金支給対象者		B	A



③対象児童が死亡した場合

A. 令和2年3月分もしくはは同年4月分の児童手当の対象となっていれば、給付金は支給されます。

例.対象児童が3月に死亡した場合

→児童手当は3月分までの支給となるため、給付金も対象となります。

例.対象児童が4月以降に死亡した場合

→児童手当4月分の支給対象となるため、給付金も対象となります。

④令和2年4月1日以降に出生した場合

A. 本給付金の対象児童は令和2年3月31日までに生まれた児童が対象となるため、給付金は対象外です。

⑤基準日前もしくは基準日に海外転入した場合

A. 基準日（令和2年3月31日）までに海外転入した場合は、対象児童が住民登録をしており、かつ令和2年4月分の児童手当対象となっている方については対象となります。

また、その後令和2年4月1日以降に海外転出をした場合でも、上記を満たしていれば対象となります。

⑥仕事の都合等で対象児童と別居している場合

A. 基準日時点で対象児童と別居している場合でも、令和2年4月分の児童手当を支給する市町村より支給されます。

お問い合わせは

海老名市役所 国保医療課 福祉医療・手当係
電話：046（235）4823

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに海老名市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに海老名市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。